

K Jブランド認証審査会設置要綱

(平成30年2月27日川島町告示第13号)

(目的)

第1条 この告示は、K Jブランド認証事業実施要綱（平成30年告示第12号）第6条の規定に基づき、K Jブランドの認証の審査を行うため、K Jブランド認証審査会（以下「審査会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) K Jブランドの認証の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、K Jブランドの認証の審査に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、審査員7人以内で次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域産業の振興について識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 審査員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審査員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、審査員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。